

～カフェ空間の提供を通じて越前町地域交流センターに賑わいの創出を～



越前町地域交流センター “ニジハコ”



NIJI HAKO

チャレンジカフェ

賑わいの創出をテーマに新たな一歩を踏み出す飲食起業者を応援するカフェ空間



あなたのお店ここからはじめてみませんか

越前町では、賑わいの創出を図ると同時に、越前町地域交流センター “ニジハコ” の一部を「チャレンジカフェ」として「飲食を販売できる場」を提供することで、飲食業での起業を目指す方を応援する取り組みを始めます。

「チャレンジカフェ」は、本格的に飲食業をオープンする前に、実践してみる、試してみる、お客様（顧客）づくりにチャレンジできる空間です。

自分で作ったこだわりのお料理やドリンク、スイーツ等をたくさんの方に味わってもらいたい、いつか自分でお店を開きたい、などの夢をお持ちの方は、「チャレンジカフェ」で、お店づくりのプロセスやオペレーションを実践していただき、本格的な起業前のトレーニング、テストマーケティングを学ぶことで、起業準備につなげることができます。

新たな一歩を、越前町地域交流センターのチャレンジカフェで踏み出す方を募集します。



NIJI HAKO

5 使用期間（プラン）

原則3か月間（使用期間に応じて、次のプランがあります。）

プラン	使用期間
プラン①	令和7年10月1日（水）～令和7年12月31日（水） 終了
プラン②	令和8年1月1日（木）～令和8年3月31日（火） 終了
プラン③	令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火） 終了
プラン④	令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（水）
プラン⑤	令和8年10月1日（木）～令和8年12月31日（木）
プラン⑥	令和9年1月1日（金）～令和9年3月31日（水）

- ・使用期間には、開店準備及び原状回復に要する期間を含みます。
- ・プラン（使用枠）に空きがある場合、直前の使用者にあっては延長使用を、直後の使用者にあっては、早期使用を申請することができます。なお、延長使用及び早期使用に伴う使用料は、通常どおりのご負担になります。
- ・新規使用者を優先しますが、プラン（使用枠）に空きがあれば、何度でもチャレンジできます。（要相談）
- ・延長使用及び早期使用並びに再チャレンジの可否については、空きプランの始期の属する月の2か月前の月の初日の時点で、判断します。
※応募状況等に応じて、チャレンジカフェの使用期間を延長、縮小する場合があります。
※使用期間（始期、終期）については、休館日（年末年始）を反映しておりません。実際にご使用の場合は、ご注意ください。

6 使用料

月額 40,000円

日額 平日 2,000円

土曜日、日曜日又は祝日 3,000円

- ・上記の使用料は、消費税及び地方消費税を含みます。
- ・越前町が発行する納入通知書により、その月分の使用料を指定する期日までに納付してください。

7 必要経費

カフェ経営に必要な経費は、別途、経営者負担になります。

詳しくは、「13 カフェ経営者の必要経費」をご覧ください。

8 応募資格

応募者本人または従業員等が調理師免許または食品衛生責任者資格を取得していること。
原則、町内に住所を有する個人・法人とする。
※原則、創業、第2創業の飲食事業者とします。

9 応募方法

◎申し込み

越前町地域交流センター チャレンジカフェ使用者募集申込書【別紙】でお申し込みください。
申込み期間：空きプランの始期の属する月の2か月前の月の初日まで
(例) プラン⑥の場合：令和8年11月1日(日)まで

※直接来庁の上、申し込むこともできます。

※2か月前の月の初日までに申し込みがなかった場合は、2か月前の月の初日以降、先着順で申し込みを受け付けます。また、プラン(使用枠)の途中で空きが生じた場合、随時、申し込みを受け付けます。

◎プラン(使用枠)の決定

空きプランの始期の属する月の2か月前の月の初日までの申し込みについては、プラン(使用枠)の決定は月額での使用を優先します。また、町内に住所を有する個人・法人の使用を優先します。

越前町からプラン(使用枠)の決定を連絡します。なお、1つのプラン(使用枠)に複数の応募があった場合は、抽選で決定します。申込期間を延長した場合は、先着順とします。

抽選となる場合は、抽選日の1週間前までに、抽選日・抽選場所を連絡しますので、申込者(代理可)は、抽選日に越前町役場企画振興課にお越しください。なお、時間までに来庁されなかった場合は、失格とします。

当日、ご都合が悪い場合は、越前町職員が代行しますので、事前にご連絡ください。

◎提出書類

プラン(使用枠)決定の連絡を受けられた方は、連絡受理後、原則、1か月以内に事前連絡のうえ、以下の必要書類を用意した後、直接持参してください。なお、越前町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 越前町地域交流センターチャレンジカフェ使用許可申請書(申請印を押印)【様式1】
- ② 履歴書【様式2】
- ③ 誓約書【様式3】
- ④ 市町村税の滞納がないことの証明書(個人・法人)
(提出時点において、発行の日から3か月以内のものに限る。)
- ⑤ 住民票の写し(申請者個人のもの(抄本))
- ⑥ 印鑑登録証明書(申請印(個人)・法人)
- ⑦ 営業許可書(写し)
- ⑧ 食品衛生責任者資格書(写し)又は調理師免許(写し)
(法人の場合は、上記のほか次に掲げる書類を求める場合があります。)
- ⑨ 損益計算書(申込の日の属する事業年度の直近3事業年度)
- ⑩ 登記に関する全部事項証明書または登記簿謄本
- ⑪ 資本金額が明示されている書類

◎提出場所

越前町役場 企画振興課

(丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町役場2階)

電話番号：0778-34-8702

◎提出書類の受付期間

プラン（使用枠）の決定日～

8時30分～17時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※応募状況等に応じて、チャレンジカフェの使用期間を延長、縮小する場合があります。

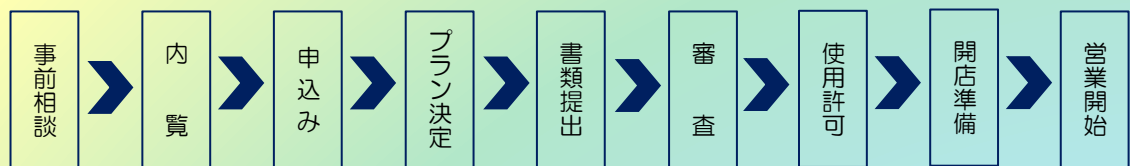
10 使用許可

提出書類の内容を審査した結果、適当と認められた場合、必要な条件を付して使用許可書を発行します。

不足書類や記入不備など、申請を補正するために要する期間を除き、通常で約2週間程度かかります。

提出書類の精査にご協力ください。

11 使用許可までの流れ



※ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

※内覧をご希望の場合は、お申し出ください、日程を調整します。

1 2 越前町地域交流センターの概要

◎施設概要

所在地	丹生郡越前町西田中第8号27番地1
敷地面積	1,403.62㎡（駐車場含まない）
延床面積	1,351.17㎡
構造規模	鉄骨造 地上2階建
主な施設	みんなのホール（キッズコーナー）、ワークルーム、まちのギャラリー、大会議室、会議室1～2、ワークコーナー、ホール 交流センター・朝日地域コミュニティ運営委員会事務室、越前町商工会（朝日支所）、西田中区事務室
駐車台数	普通自動車44台 ※障がい者用駐車場3台含む。 ※近隣施設の越前町社会福祉協議会と併用
供用開始	令和7年9月22日（月）
開館時間	8時30分から22時まで
休館日	年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）

◎チャレンジカフェの詳細

- 詳細については、資料集「平面図」等を参照してください。
- カフェには、専用の出入口がありません。また、開館時間外の出入りはできません。
- カフェ経営者の搬入車両（普通車1台を想定）については、新庄山車会館南側の屋外スペースを利用できます。
- カフェ経営者のご負担で、店舗の看板等を交流センター内に設置することはできますが、看板等の意匠図等をあらかじめ提出した上で、管理者との協議が必要になります。

1.3 カフェ経営者の必要経費等

◎光熱水費

カフェ経営に必要な光熱水費（電気料・上下水道料）は、使用料に含むものとします。

◎通信費

固定電話やインターネット回線が必要な場合は、カフェ経営者が直接契約してください。

※施設には、フリーWi-Fiを整備しています。

◎廃棄物処理費

厨房、カフェで発生したごみは、カフェ経営者が持ち帰る、または直接、産業廃棄物処理業者と契約する等、適正に処分してください。

◎各種消耗品費

調理道具及び消耗品（調理用品や食器等）等はカフェ経営者が購入し、設置してください。使用期間終了後は、購入した物を撤去してください。

◎設備・備品の管理

- ① カフェ経営者は、交流センターにある設備・備品（資料集「平面図」等参照）を使用することができます。
- ② カフェ、厨房の設備、備品等の維持管理に際しては、安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって適正に行ってください。
- ③ カフェ経営者は、原則として交流センターにある設備や備品等の原状を変更できません。
ただし、サービス向上等に資するための改良と管理者が承認した場合は、カフェ経営者の負担で変更することができます。
- ④ 設備・備品等は、避難経路に、設置できません。

◎保守点検業務

カフェ経営者が設置した設備等の法定点検等は、カフェ経営者の負担で実施してください。

※チャレンジカフェについては、施設清掃業者（委託業者）が、床面清掃及びワックス掛け、ガラス清掃、害虫駆除、グリストラップ清掃を行います。使用期間中、作業日が該当する場合は、事前にご連絡します。なお、使用期間中、グリストラップにつまり等が生じた場合は、カフェ経営者に清掃をお願いする場合があります。

14 経営にあたっての注意事項

◎チャレンジカフェにおける飲食物の提供及び管理運営

開館日は原則、店舗営業を行い、飲食物の提供にご協力ください。また、営業に伴うカフェの管理運営として、次の点に留意してください。

- ① 食品衛生法等関係法令を遵守し、HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた食品衛生管理を行い、衛生管理の実施記録等を越前町に提出すること。
- ② 交流センターにふさわしい飲食物をメニューとすること。
- ③ 飲食物の提供については、来館者や利用者ニーズを踏まえ、必要なサービス提供とその対応を行うこと。
- ④ 基本となる営業時間を設定すること。また、交流センターを利用したイベント開催時は、実施状況に応じて、営業時間の延長に協力すること。
- ⑤ 提供するメニュー及び料金については、一般市場価格を参考にカフェ経営者が定めること。
- ⑥ 館内や周辺環境に影響を与える臭い、音、照明等に十分配慮すること。
- ⑦ カフェ内で音楽・映像を使用する場合は、事前に管理者と協議し、著作権法を遵守するとともに、必要に応じて関係機関へ届出を行うこと。また、その際の費用は、カフェ経営者が負担すること。なお、カフェ専用の音響設備はないため、必要な機器類はカフェ経営者が準備すること。
- ⑧ カフェには、外部からの専用出入口がなく、休館日や開館時間外の出入りは出来ないため、夜間等における不法侵入防止等、カフェの保安管理に留意すること。

※開館時間外、休館日はALSOKと警備保障契約済

◎交流センターを活用して実施するイベント等への協力、連携

越前町または各種団体が交流センターを活用して実施するイベント等において、両者と連携・協力のもと、飲食物の提供をはじめ、積極的なイベント参加にご協力ください。

なお、イベント主催者が、キッチンカーや特産販売等を召集する場合があります。

◎飲食物のデリバリーサービス

施設利用者をはじめ、周辺地域住民等からの要望に応じ、飲食物のデリバリーサービスを提供することが出来ます。

15 その他

- ・使用期間の終了にあたっては、管理者立会いのもと、現地確認を行います。
- ・ご不明な点がある場合は、越前町にご相談ください。

【問合せ】

越前町役場 企画振興課 〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1

☎ 0778-34-8702 FAX 0778-34-1236

E-Mail kikaku@town.echizen.lg.jp URL <https://www.town.echizen.fukui.jp/>



資料集

- ◎平面図
- ◎1階厨房設備図
- ◎チャレンジカフェ写真



様式集

- ◎（別紙）越前町地域交流センター チャレンジカフェ使用者募集申込書
- ◎（様式1）越前町地域交流センターチャレンジカフェ使用許可申請書
- ◎（様式2）履歴書
- ◎（様式3）誓約書